

大規模災害対策マニュアル

ワーカーズいきいきサポート労働者協同組合
児童デイサービス「ぷくぷく」

Ver 2.0

【 災害対策の考え方 】

『地震、風水害、高潮、火災、爆発』もちろん、『墜落、政変、テロ、重大な感染症の流行など』によって、利用者や職員の命を脅かし、業務に支障をきたす事象のことをいいます。災害は事業所のリスクであるだけでなく、利用者や職員、そしてその家族の命や健康に関することです。

平常時から対応の方法について確認し、シミュレーションを行うことが大切です。

災害対応について、基本方針を以下の通り定めます。

- 第1 人命の保護を最優先する。
- 第2 現場職員が最適な行動をとることができるように、事業所が現場をバックアップする。
- 第3 職員一人ひとりが主体的に状況を判断し、目的に合った行動をとる。
- 第4 業務の早期復旧を図り、地域に暮らす利用者の安心した生活の継続を図る。
- 第5 平常時から危機的事象を想定し、非常時の対応に活かす。

【非常災害】

- (1) 想定する災害→火災・地震・大雨・洪水
 (2) 災害対策の考え方→別紙参照
 (3) 立地条件→別紙ハザードマップ参照
 (4) 災害に関する情報の入手方法→関係機関のFB、Twitter、HP、TV、ラジオ、携帯電話
 (5) 災害時の通信手段→災害伝言ダイヤル、電話、携帯電話(SMS)、メール、LINE

【災害時における組織体制】

- (1) 命令、指揮系統→総括責任者：ぷくぷく・中沢（不在時の代行者：中村）

役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
中沢祐介	情報収集 ・ 連絡担当	中沢 祐介	中村 弥生	気象・災害の情報収集
				職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
				本部との連絡・調整
				利用者家族への連絡
	安全対策	中沢 祐介	中村 弥生	避難状況のとりまとめ
				利用者の安全確認
				施設、設備の被害状況確認
				利用者への状況説明
	救護	中村 弥生	当日出勤者	利用者の避難誘導
				利用者の家族への引渡し
				火の元の確認、初期消火
	備蓄	中村 弥生		負傷者の救出
				負傷者への応急処置
				負傷者の病院移送
				食料、飲料水他備品の管理、払出し
				備蓄品の補給（発注）

【職員参集基準】

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び班長、その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

【避難計画】

(1) 避難場所

① 災害の種類: 地震

避難場所: 倒壊なければそのまま活動室にて待機
倒壊の恐れある場合は篠崎第2小学校

所要時間: 徒歩15分

距離: 1km

避難を開始する時期、判断基準: 壁にひび割れや異音が聞こえたら

② 災害の種類: 大雨、洪水、台風

避難場所: サンモール3階(通路)

所要時間: 徒歩10分(非常階段を登るため)

距離: 50m(階段含む)

避難を開始する時期、判断基準: 避難準備情報が発令されたら避難開始

③ 災害の種類: 火災

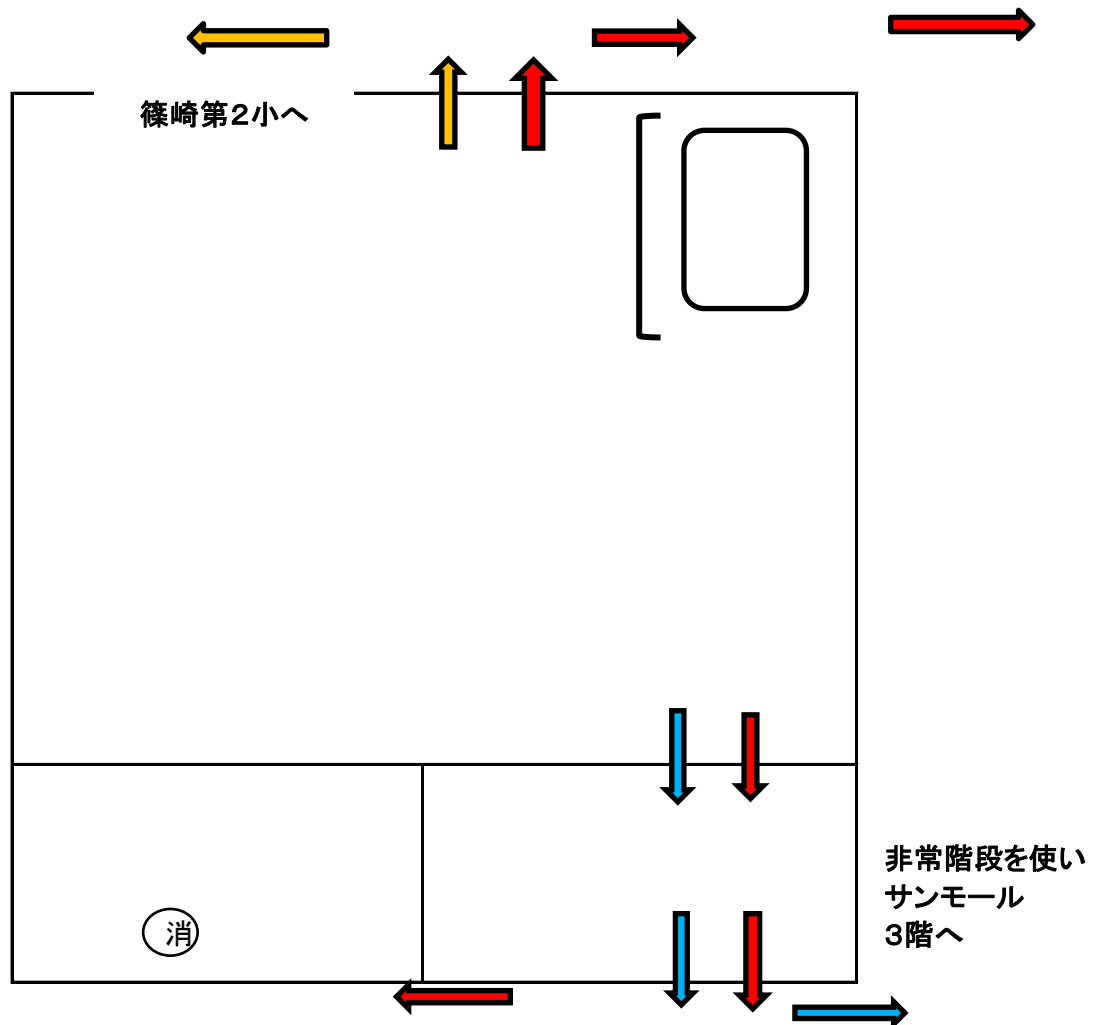
避難場所: 篠崎本郷公園

所要時間: 徒歩5分

距離: 50m

避難を開始する時期、判断基準: 火災発見時、即避難開始

(2) 避難経路



※避難経路→①地震 ②大雨、洪水、台風 ③火災
※(消)→消火器

(3)避難方法

①利用者の避難について

- ・利用者を救出します(ひとりで救出できない場合は、大声で救援を依頼します)
- ・利用者が避難できる状態かどうかを見極め、避難する必要がある場合は、利用者にその旨を伝え、同意してもらいます。
- ・利用者の状態に応じて応援者を依頼します
- ・避難経路の安全確保をした上で避難します

②職員・事業所からの避難

- ・ケガをしている職員に応急処置を行います
- ・事業所の建物の管理会社に被災状況を連絡します

石井不動産	東京都江戸川区篠崎町7-20-11	03-3679-3321
-------	-------------------	--------------

- ・事業所が無人になる場合は、火の始末、ブレーカーを落とし、戸締りを行い、二次災害を防ぎます(漏電や、電気が復旧した直後の事故を想定します)
- ・被災者の状態に応じて、応援者を依頼します
- ・避難経路の安全確保をした上で避難します

(4)家族等への連絡・引継方法

※被災時、震度5強以上の地震が発生した場合

①家族等への連絡手順

- ・連絡手段を選びます(連絡手段の選択順位は以下に示します)
- ・家族が被災しているかどうかを確認します
- ・連絡すべき内容を伝えます(連絡内容は以下に示します)
- ・伝えた内容を確認し、ご家族の意向を聴きます
- ・ご本人の所にお越しになれるかどうか確認します
- ・事業所としての今後の対応を伝えます

②連絡手段の優先順位

- ・電話連絡
- ・LINE連絡
- ・災害用伝言ダイヤル(171)
- ・直接連絡

避難場所や医療機関等に移動する必要がある、ご家族等に連絡がつかず、その場を離れる場合は、ご本人の居場所をメモに残しておきます(防犯、セキュリティに注意します)

③連絡内容

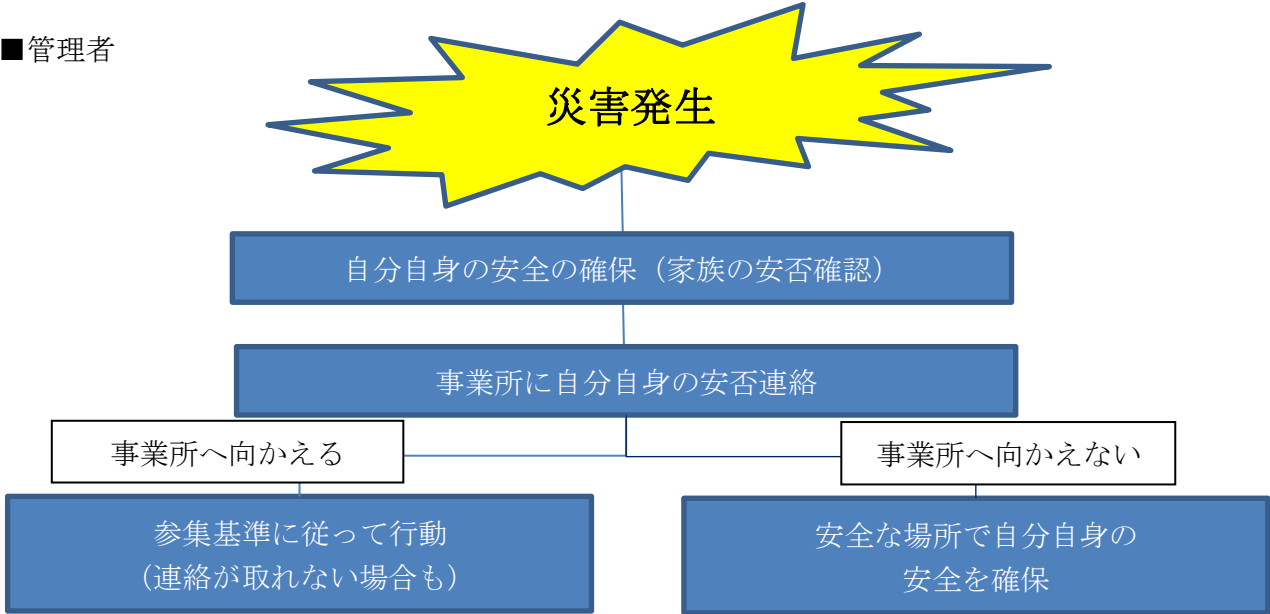
- ・利用者名
- ・担当者名
- ・安否の状態と被害状況
- ・居場所(移動場所)
- ・家族の協力が必要かどうか
- ・連絡手段と連絡先
- ・事業所としての今後の対応

この他、近隣の方々や地域ボランティア等の協力の情報も伝えます

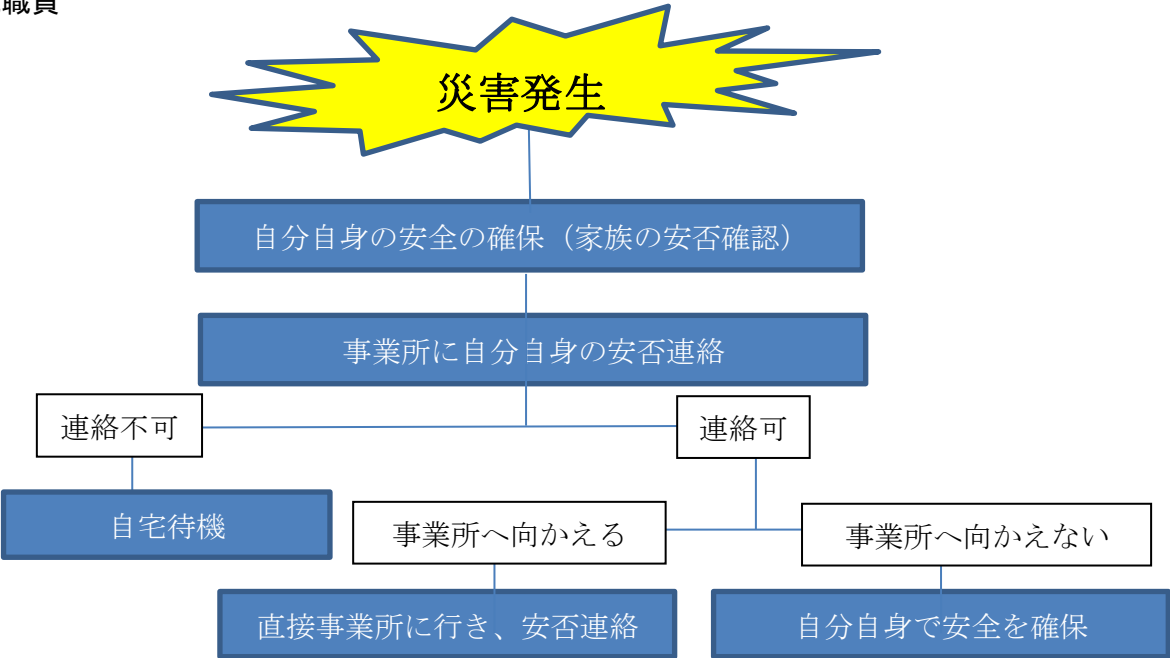
(5)対応フロー

〈休日 ・ 夜間 ・ 早朝〉

■管理者



■その他職員



〈事業所内支援中〉



利用者を病院や避難所へ連れていく際は、事業所道路側の窓へどこへいくか貼り紙をする。
また、災害用伝言ダイヤル(171)にメッセージを残す。

【ご利用者一覧】

- ・利用者一覧表の管理・作成責任者：ぷくぷく/中沢
- ・保管場所：持ち出しリュック又は書類棚

【職員緊急連絡網】

※別紙に準ずる

【災害予防対策】

(1)災害予防対策

- ・施設内の書棚やロッカー等の転倒防止策として、柱・壁などに固定する。
- ・照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
- ・抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。
- ・電話線等のコード類は、床面・通路に露出させない。
- ・事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
- ・火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
- ・火気使用設備等の周辺は不燃材料とするとともに、可燃物を置かない。
- ・建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。

(2)持ち出し品

品名	数量	品名	数量	品名	数量	
ブルーシート	1枚	サバイバルブランケット	18個	水(2ℓ)	1本	
ポケットティッシュ	1	とろみ	2本	オムツ(M・S)	各2枚	
カイロ		ラジオ(充電器付)	1	利用者薬	1缶	冷蔵庫
紙コップ	4	タオル	2枚	マッチ	1箱	
ビスコ	1缶	トイレットペーパー	1個	利用者住所録	1	

(3)備蓄品リスト

(食料・炊事用具)			
飲料水	パン	ビスコ	おせんべい
6本	14缶	30枚入×4	18枚入×3
(衣料)			
・着替え ・タオル ・軍手 ・下着			
(生活用品)			
・ランタン ・電池 ・カイロ ・雑巾 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー			
・紙おむつ			
(救急器材)			
・救急医薬品 ・衛生器具(はさみ、ピンセット等) ・衛生材料(ガーゼ、包帯、布(手拭))			
・マスク ・ゴム手袋			
(復旧器材)			
・大工道具セット ・スコップ			
(その他)			
・携帯電話 ・ヘルメット ・簡易トイレ ・車椅子			

【防災訓練】

(ふくふく)

- ・避難訓練の実施回数 : 年 9 回
- ・避難訓練の参加者 : 常勤職員、非常勤職員、利用者
- ・想定する災害の種類 : 地震、火災、大雨、洪水、台風

(1) 避難訓練の内容

- ・避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- ・防災マップ及び事業所・施設内の避難経路の通りに迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- ・災害時における役割分担表の通りに迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- ・職員の少ない時間帯を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- ・消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- ・近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

(2) 防災教育の実施

- ・防災に関する研修会等への参加
- ・事業所、施設内での研修の実施(年1回)
- ・AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加